

第12回小田原市市民活動推進委員会 会議録

- 1 日時：令和4年12月22日（木）午後1時30分～午後3時30分
- 2 場所：おだわら市民交流センターUMECO 会議室4
- 3 出席者：前田委員長、林田副委員長、渡邊委員、林委員、山崎委員、川口委員、島田委員、菊地委員
関係者：UMECO指定管理者 安藤センター長、桂氏（議題（1）のみ）
事務局：岩田課長、八田副課長、岡崎主査
- 4 資料：
 - ・次第
 - ・資料1-1 令和5年度小田原市市民活動応援補助金第一次審査実施要領（案）
 - ・資料1-2 令和5年度小田原市市民活動応援補助金第一次審査採点（案）
 - ・資料1-3 令和5年度小田原市市民活動応援補助金第二次審査実施要領（案）
 - ・資料1-4 令和5年度小田原市市民活動応援補助金第二次審査採点表（案）
 - ・資料2-1 協働事業のガイドライン骨子案（詳細版）本編及び資料編
 - ・資料2-2 「（仮称）小田原市市民活動・協働応援制度」について（案）

5 会議内容

■ 開会

■ 議題（1）市民活動応援補助金交付事業の審査方法について

委員長：それでは、議題（1）市民活動応援補助金交付事業の審査方法について、に入る。本委員会は、議事に関係のある方に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができることから、おだわら市民交流センターの指定管理者にお越しいただいている。それでは、事務局からご説明をお願いしたい。

（事務局 資料1-1～1-4に基づいて説明）

委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。

（発言なし）

委員長：それでは、原案のとおり、審査を実施することとする。

■ 議題（2）諮問事項「市民活動団体の多様な主体との連携の促進について」

委員長：それでは、議題（2）諮問事項「市民活動団体の多様な主体との連携の促進について」、①協働事業のガイドライン改定について、事務局からご説明をお願いしたい。

（事務局 資料2-1に基づいて説明）

委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。

委員：本編の2ページ、※印の1点目で、市民活動という言葉の説明に「公益的」という言葉が用いられているが、必要か。例えば、市民活動応援補助金の要件ということであれば公益性は必須であるが、本書では「まずは市民活動に取り組んでみよう」というスタンスが重要と思われるので、できるだけ敷居を下げられるよう配慮できると良い。

また、資料編表紙の表について、モデル欄に「NPO」という表記がある。本編と合わせて「市民活動団体」とした方が分かりやすいのではないか。

事務局：1点目について、敷居を下げることは重要であり、「公益的」という言葉を用いないという選択肢もあると考えられる。皆様のご意見を伺いたい。

2点目について、「NPO」ではなく「市民活動団体」と表記したい。

委員：市民活動と公益性は切っても切れない関係にあり、本書は協働のパートナーとして市民活動の発展を促すものであるので、「公益的」という言葉は用いた方が良いと考える。

委員長：協働事業のガイドラインであるので、ここで言及する市民活動がある程度公益的な活動を指すことはもちろん必要であるが、公益性を強調し過ぎて敷居が上がることは避けたい。市民活動について、原則として公益的な活動を想定しているものの、第一歩として始める場合には公益性は必須ではない、というようなことを記載する形としたい。

「NPO」については、NPO法人だけを指す狭義の用法以外に、任意団体も含めた市民活動団体全般を概念的に指す広義のものもある。スペースの問題もあるが、誤解のない表

現となるよう精査したい。

- 委員：本編4ページの表で、市民活動団体について「先駆性、創造性、柔軟性等の特性を持ち」とある。一方で事業者については「専門性、機動性、先駆性などの特性を持つ」としている。市民活動団体は「専門性」も評価されることが多いという認識だが、あえて記載していない理由はあるのか。
- 事務局：市民活動推進条例において、市民活動の特性について言及する際に「先駆性や創造性、柔軟性」と表記しているためこのような案としているが、「専門性」も挙げられることが多いのはご指摘のとおりである。どの位置に記載すべきか、そもそも追加すべきかなど、ご意見をいただきたい。
- 委員長：追加する場合は、「柔軟性」の前になるだろうか。ただ、追加した場合、「専門性」という言葉が独り歩きし、高度な専門知識を有する団体のみ市民活動団体に該当する、という誤解が生じる懸念はある。
- 委員：実際には、オールラウンドに活動していたり、市民目線で活動している団体も見受けられるので、一概に「専門性」を持つとは定義しにくいのではないか。
- 委員長：一般的に、地域活動団体との違いを説明する際には、「専門性」または「分野別」のような言葉を用いることが多い。ほかの特性、例えば「先駆性」も極端に捉えると多くの団体が該当しなくなってしまうだろう。「専門性」を追加しながらも、その他の特性も含め誤解がないよう表記を工夫することとしたい。
- 委員：日本NPOセンターや東京ボランティア・市民活動センター等のホームページにおいて、市民活動に関する情報が一般の方向けにまとめられているので、参考になるだろう。
- 委員長：事例のまとめ方として、関係者の許可を得た上で写真を掲載する考えはあるか。
- 事務局：より分かりやすいガイドラインとしたいため、掲載する事例が決まった後、各団体等と調整したい。
- 委員長：先日、ニュースでシカ等の獣害に関する特集があり、NPO法人おだわらいノシカネットの活動が取り上げられていた。協働の側面でも先進的な取組と見受けられ、事例集に掲載できると良い。
- そのほか、委員の皆様において掲載すべきとお考えの事例などあれば、情報提供いただきたい。
- 資料編表紙の表、モデル欄「多主体」に「○」を付している場合は、煩雑にならないよう、「地域」から「行政」には「○」を付していない、ということによいか。
- 事務局：そのとおりである。「おだわら竹あかりプロジェクト」については、事業者を含む多様な主体が参画していると伺っている。
- 委員長：本書を読む方が、「NPO」と「多主体」に「○」を付しているのを見て概要を把握できるか疑義があるので、工夫する必要がある。
- 事務局：「おだワクマルシェ」についても、地域の商店が出店されていると伺っている。
- 委員：地域の商店のほか、自治会の方にもご協力いただいている。
- 委員長：そのほか、その都度柔軟に協働相手を変更しながら取り組んでいるケースもあるかもしれない。
- 事務局：モデル欄で、主たる協働相手には「◎」を付すなど、検討したい。
- 委員長：各事例のページで、現在進行形、過去形の表記が混在している。単発の協働でない限りは現在進行形とすべきだろう。
- 事務局：原則として、現在進行形に統一したい。
- 委員：メリット欄について、どのようにまとめているのか。
- 事務局：事務局において、関係者から事業全般のヒアリングを行った上で、その内容に基づきメリット欄等の各項目に適するよう編集した。
- 委員：協働のメリット等で、関係者の感想を原文に近い形で記載することが望ましい。読んだ方に身近な事例であると印象付けることができる。
- 委員長：各事例については、内容確定の前段階で各団体等に記載内容を確認したり、最新の情報に更新するということがよろしいか。
- 事務局：そのとおりである。

委員長：それでは、議題（２）②市民活動支援制度の拡充について、事務局からご説明をお願いしたい。

（事務局 資料 2-2 に基づいて説明）

委員長：ただいまの説明で何か意見や質問はあるか。

各コースの名称に関しては、「市民×行政コラボアップコース」と「市民×行政協働コース」の違いが特に分かりにくいと感じる。

事務局：「市民×行政協働コース」は他の４コースとは全く異なるスケジュールであるので、例えば申請時に誤って申し込むということはないと考えている。新制度として一括で説明する際には、各コースの違いが明確となるよう工夫が必要と認識している。

委員長：今後の流れとしては、令和５年６月に市民活動推進委員会から答申を行い、その後、市として最終的な意思決定を経て、新制度下で令和６年度分の募集や審査を行い、令和６年４月以降に補助金の交付となるだろう。各タイミングで適切な周知に努める必要がある。

委員：「市民×行政協働コース」については、最初から申請することと、「市民×行政コラボアップコース」で２回交付を受けた後に申請することのいずれも可能なのか。

事務局：後者を意識した制度設計ではあるが、いずれも申請可能である。なお、原則として申請時点で少なくとも１年以上継続して市民活動を行っている必要はある。

委員：市民活動団体にとっては大変手厚い制度であるが、全てのコースを活用した場合は１２年間も財政面で恩恵を受けられることになる。団体の自立と発展を妨げてしまう制度とならないよう、審査方法等に留意しながら制度設計する必要がある。

委員長：本制度に依拠してしまう団体が出ないように、審査の仕方で防止できる部分があるか等、検討が必要である。

委員：他市の事例で、かわさき市民公益活動助成金については、交付可能な年数が比較的多かったはずである。

委員長：当該助成金は、当初のメニューはスタートアップとステップアップのみであった。その後実情に応じ、その間をつないだり若者や協働にフォーカスしたメニューを創設するなど、拡充されたが、再度メニューを整理すると聞いている。小田原市においても、同様に活用状況等を踏まえた振り返りは必要になってくるだろう。今期のテーマは「市民活動団体の多様な主体との連携の促進」であり、協働に係る３つのコースについて特に活用されるよう、検討を進める必要がある。

委員：「市民タイアップコース」があることで、団体に協働を促す効果があり、市民活動の発展につながるものと期待している。

委員長：制度のPRも非常に重要な要素であろう。令和６年度分の市民活動応援補助金において、スタートアップコースには何団体の申請があったのか。

事務局：１０団体である。

委員長：現行制度に係る課題として、スタートアップコースについて、申請件数が伸び悩んでいることや、ステップアップコースに比べて審査を通過しにくい傾向にあることが挙げられていた。これらの対応についても、今回の審査等を通じ検討できると良い。

委員：資料の３ページに、「市民×行政協働コース」における参考事業テーマの提示例が示されているが、事業費案等も提示されており、いわゆるコンペのような形で提案をいただく、という認識でよいか。

事務局：そのとおりである。ある程度具体的に行政側のニーズを示し、これに沿った形で、団体の特性を生かした事業提案を期待するものである。なお、あくまでテーマの提示は参考であるので、団体は自身が認識している地域課題の解決に向けた企画提案を行うこともできることとしている。

委員：参考事業テーマ等の提示により、団体自身の特性や課題感に合致した提案が求められていることが伝わるため、団体にとっても有益と感じる。参考事業テーマに関わらず、団体が申請前に担当課と意見交換できる機会はあるのか。

事務局：事前の意見交換は必要であり、機会を設けたいと考えている。

委員：例えば、２団体が同一の参考事業テーマで申請したい場合は、どのように進めるのか。

事務局：事前相談において、２団体と行政による協働事業として成立する見込みがあれば、意見交

換等を経て共同提案を促すことも考えられる。見込みがなければ、各提案を個別に審査し、より優れている方のみ採択することになるだろう。

委員長：同じく3ページについて、提示例が2つとも地域政策課所管となっているが、他課所管のテーマを示すこともできるということでしょうか。

事務局：そのとおりである。提案団体を広く募集する前に、市役所内部で参考事業テーマ等を照会する。

委員長：近年の行政提案型協働事業では、行政からの事業テーマが1件も提示されないことが少なからずある。新制度への移行を機に、事業テーマが増える見込みはあるか。

事務局：「市民×行政協働コース」においては、現行の行政提案型協働事業と同じような形で参考事業テーマを市役所内で照会するため、単体では事業テーマが増える見込みは薄い。「市民×行政コラボアップコース」において照会するキーワードについて、参考事業テーマと比べて大枠での設定が可能となっており、所管課から希望を出しやすくなる。また、同コースは予算確保等の面で、所管課から見て現行の行政提案型協働事業よりも敷居が低い。同コースから入門的に協働に取り組んでいただくことを通じ、各所管においても協働に対する意欲が高まり、「市民×行政協働コース」の活用につながることを期待している。

委員長：所管課にとって予算確保は大変な懸案であり、その負担を軽減し得る「市民×行政コラボアップコース」の創設は意義があると感じる。同コースとして2年間、協働で事業を実施した後であれば、すでに実績もあるので「市民×行政協働コース」に進みやすいだろう。

委員：複数の団体が協働するコースがいくつかあるが、協働相手が市外の団体である場合でも申請が可能なのか。

委員長：これまでも、小田原市内で活動していれば申請を可能としていた。

委員：例えば、市外の団体が「ノウハウの提供」という形で協力する場合はどうか。市内で活動しているとは言いにくいのではないかと。

事務局：申請事業の受益者が市民であれば、基本的には問題はないと考えている。

委員：何が残るか、という視点も重要である。事業終了後、市内団体のエンパワーメント等につながると良い。

委員長：市内で活動する団体が、市民のために実施する事業を対象とすることを前提とした上で、ただ今の想定のような疑義のあるものはその都度検討することになるだろう。

委員：御殿場市の団体が、小田原市で得たノウハウを活用し、地元で協働事業を実施している事例もある。それぞれ地域特性が異なるので、地域内で活動する団体を応援できると良い。

■ その他

委員長：その他について、事務局からお願いします。

※今後の会議日程等について

第13回委員会・・・2月13日（月）午後 けやき

第14回委員会・・・3月5日（日）終日 UMECO

第16回委員会・・・6月10日（土）午前 UMECO

■ 閉会